

北海道告示第10577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年11月21日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年7月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

音更木野大通西14丁目複合施設
河東郡音更町木野大通西14丁目1-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北1条東3丁目3番地
吉口 晴一
河東郡音更町木野大通西14丁目1番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
有限会社田守商店	取締役 田守 丈太郎	河東郡音更町中鈴蘭南5丁目8番地3
株式会社マックハウス	代表取締役 栗原 勝利	東京都杉並区梅里1丁目7番7号
株式会社フィッシュランド	代表取締役 佐藤 隆士	札幌市中央区南3条東4丁目1番20号
株式会社ゲオイエス	代表取締役 伊與 将裕	札幌市東区北10条東5丁目30番地3
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東4丁目39番8号
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌三	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地6
吉口 晴一		河東郡音更町木野大通西14丁目1番地

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更したのもの
株式会社マックハウス	代表取締役 白土 孝	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	ア
株式会社フィッシュランド	代表取締役 佐藤 隆士	札幌市中央区南3条東4丁目1番20号	
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	名古屋市中区富士見町8番8号	イ ウ
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東4丁目39番8号	エ
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	オ
吉口 晴一		河東郡音更町木野大通西14丁目1番地	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成25年5月22日
上記(3)イ 平成23年11月1日
上記(3)ウ 平成25年7月19日
上記(3)エ 平成25年5月23日
上記(3)オ 平成21年6月25日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 代表者変更のため
上記(3)イ 商号及び代表者変更のため
上記(3)ウ 本社移転のため
上記(3)エ 代表者変更のため
上記(3)オ 代表者変更のため

2 届出年月日

平成29年7月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年7月21日（金）から同年11月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで